一般事業主行動計画の策定について

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

１．計画期間　　令和７年４月１日～令和１２年３月３１日までの５年間

２．内　　容　　目標１：計画期間内に、育児休業の取得率を次のとおりとする。
男性職員：取得率を３０％以上にする。
女性職員：取得率を１００％維持する。
＜対策＞
・令和７年４月～各職場における休業者の業務カバー体制の検討

目標２：計画期間内に、職員全員の残業時間を１人あたり月５時間以下とする。
＜対策＞
・令和７年４月～残業時間の原因の分析等を行う